Ⅰ　計画策定の背景及び目的

1．はじめに―大台ヶ原とは―

大台ヶ原は、奈良、三重県境に位置する台高山系に属し、標高 1,300～1,695ｍ、広さ約700ha の非火山性の隆起準平原を核とした地域である。また年間 3,500㎜以上の降水量を記録する日本有数の豪雨地帯であり、豊かな野生動植物からなる生態系が成立する等、近畿地方では僅かとなった全国的にも貴重な原生的自然が残されている。特に、東大台には、主に本州中部山岳地に分布し、紀伊半島がその南限（宮脇、1984）と言われているトウヒ群落、西大台には、ウラジロモミ等の針葉樹が混交する西日本最大規模の太平洋型ブナ林が広がり天然ヒノキの大径木が生育するなど、近畿地方のみならず、全国的に見ても貴重な森林となっている。このように貴重な自然を有する大台ヶ原は、吉野熊野国立公園の特別保護地区及び国指定大台山系鳥獣保護区に指定される等保護が図られている。

2．計画策定の背景

大台ヶ原は、明治以前はほとんど利用されておらず、原生的な自然が成立していた。大正時代に製紙会社により、東大台は皆伐に近い形で伐採されたが、その後、天然更新により森林が再生し、昭和 30 年代までは比較的まとまった形で森林が残っていた。ところが、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風や昭和 36（1961）年の第二室戸台風等の大型台風によって、正木峠を中心とした地域において、森林の林冠を構成していたトウヒ等の樹木が大量に風倒したため、林冠に大きな隙間（林冠ギャップ地）が生じ、その風倒木の搬出等を契機に林床を覆っていたコケ類が衰退し、代わってミヤコザサの分布が拡大した。また、周辺地域からの侵入等によりニホンジカの個体数が増加したため、樹木の後継樹や林冠構成種の母樹の樹皮等をニホンジカが採食する状況が広く目立つようになってきた。

このような状況を受け、環境庁（当時）は、昭和 61（1986）年から「大台ヶ原トウヒ林保全対策事業」を開始した。平成 13（2001）年度には「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、平成 13（2001）年 11 月に大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（以下、本計画）の第 1 期計画を策定した。

これまでに、国立公園特別保護地区のうち森林植生の衰退が著しい地域を中心に、森林の天然更新、公園利用、生物相などに関する各種調査を行い、歩道の整備（立ち入り防止柵の設置）、保全の重要性の普及啓発、ニホンジカによる森林植生への影響軽減対策（ニホンジカの個体数調整、樹幹への剥皮防止用ネットの巻き付け、防鹿柵の設置）を実施し、利用調整地区を設定してきた。

現時点では、防鹿柵や剥皮防止用ネット等による植生保全対策を実施した場所では、下層植生の回復やニホンジカによる剥皮の減少等の効果が見られてきている。しかし、他の場所では個体数調整の実施にもかかわらず、ニホンジカによる剥皮等の影響により森林の

林冠を形成する樹木が枯死し、正木峠を中心とした場所ではミヤコザサ草地の拡大と、森林面積の減少が続いている。また、森林面積の減少のみならず、大台ヶ原全域において、森林生態系の基盤となる下層植生や森林更新の基となる林冠構成種の稚幼樹が欠如するなど、森林植生の構造に顕著な回復が認められていない。このように、森林生態系の回復には、今後数年から数十年単位の時間を要することが予測されるため、引き続き個体数管理を実施すべく本計画の第 3 期計画を策定する。

本計画の策定主体は、環境省近畿地方環境事務所であり、環境省として大台ヶ原のニホンジカ保護管理に必要と考える内容を盛り込んだ。このため、本計画実施にあたっては、大台ヶ原自然再生推進計画や地元自治体等関係機関との十分な調整を行いながら、進めていくべき事項も含まれている。

3. 計画策定の目的

本計画は奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の地域計画である。計画策定については、ニホンジカによる自然植生への影響の軽減を図りながら、ニホンジカ個体群が維持できる生息環境を回復することを目的とする。また、「大台ヶ原自然再生推進計画―第 2 期―（平成 21（2009）年 3 月）」の考え方に基づき、天然更新により後継樹が生育する状況をひとつの目安として、大台ヶ原に現存する森林生態系の保全を図り、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系を再生することを目的とする。

上記を踏まえた上で、本計画は第 2 期計画に引き続き、天然更新により後継樹が生育できる基礎的な条件を整えることを目標とし、本計画の計画期間である 5 年間で、ニホンジカ個体群による自然植生への影響を軽減することを目指す。

4. 関係行政機関の取組

奈良県では平成 12（2000）年度に、農林業被害を社会的な許容範囲内に押さえること、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で安定的に維持すること、また自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図ることなどを目標に、メスの狩猟獣化を含めた「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定した。今般、第 4 次計画が策定され、計画期間は平成 24（2012）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日である。

三重県では、平成 14（2002）年度に生息密度の著しく高い地区においてメスの捕獲の禁止を解除することにより、高い生息密度を緩和し、農林業被害を軽減するとともに、地域個体群の長期的、安定的維持に資するため「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定した。今般策定された第 3 期計画の計画期間は、平成 24（2012）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日である。

また、林野庁近畿中国森林管理局では、「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定している。大台ヶ原には南伊勢森林計画区と尾鷲熊野森林計画区が隣接しており、計画期間は、南伊勢森林計画区では平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度、尾鷲熊

野森林計画区では平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度となっており、次期計画は引き続き 5 年単位で作成される予定である。

5. 周辺地域における状況

（1） 捕獲状況

過去 10 年間の捕獲数の推移を見ると、奈良県では狩猟及び有害鳥獣捕獲により平成 12（2000）年度に 1,958 頭を捕獲しており、10 年後の平成 22（2010）年度には 5,561 頭と増加している。平成 12（2000）年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、メスを狩猟獣化し計画的な捕獲を実施したことにより、平成 16（2004）年度の総捕獲数は約 3,000 頭と、特定計画策定以前の捕獲数である平均頭数約 1,600 頭の約 2 倍となり、平成 22（2010）年度には約 3.5 倍となっている。

三重県では平成 13（2001）年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、メスを狩猟獣化したことにより、狩猟による捕獲数が当初 3,000 頭前後であったものが、ここ数年は 6,000 頭を超えている。有害鳥獣捕獲及び狩猟を併せた捕獲数は、過去 10 年間の推移を見ると、平成 12（2000）年度が 3,357 頭、平成 21（2009）年度が 10,979 頭であり、10 年前の 3 倍以上に増加している。

計画区域周辺での捕獲状況を見ると、奈良県の上北山村と川上村における平成 22（2010）年度の狩猟による捕獲数は 2 村合計では年間約 440 頭、個体数調整による捕獲数は約 480 頭、合計で約 920 頭を捕獲している。

三重県側の大台町と紀北町の平成 22（2010）年度の狩猟及び個体数調整による捕獲数は、大台町で約 530 頭、紀北町で約 460 頭となり、両町で約 990 頭のニホンジカを捕獲していた。

（2） 農林業被害状況

奈良県における平成 22（2010）年度の農業被害面積は 349ha、被害金額は 8,419 万円で、ともに過去最大となった。被害面積、金額ともに平成 18（2005）年度頃まで徐々に減少していたが、平成 20（2008）年度あたりから増加に転じている。また、林業被害については、平成 22（2010）年度の実損被害は、天川村、吉野町、川上村が多く、県全体では 290ha であった。平成 20（2008）年度まで 200ha 前後で高止まり状況であったが、平成 21（2009）年度から拡大傾向を示している。

三重県では平成 22（2010）年度の農林業被害は被害金額で約 7 億 3,900 万円であった。一方、林業被害面積をみると、平成 14（2002）年度、平成 15（2003）年度と約 1,000ha であったが、平成 22（2010）年度は約 240ha まで減少した。林業被害は伊勢事務所管内が最も多く発生しており、県内の約半分を占めていた。市町では、伊勢市、松阪市、尾鷲市で、平成 22（2010）年度の林業被害はそれぞれ、62.7ha、38.0ha、24.0ha であった。なお、両県ともこれら農林業被害面積は、申告に基づくものを県が集計している。

II　保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*）

III　計画の期間

平成 24（2012）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日

IV　特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

1. 対象地域

計画の対象地域は、大台ヶ原を中心とする 3,331ha の計画区域とその周辺部とする（図 IV-1）。

計画区域の周辺部については、特に区域は定めないが、保護管理の目標達成のために、ニホンジカ及び森林の状況を考慮して、モニタリング調査等を実施する。

2. 地区区分

地区区分については、現存植生及び法的規制（国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区、吉野熊野国立公園特別保護地区）を合わせ区分し、表 IV-1 のとおりとする。

表 IV-1　計画区域の地区区分

	区分の理由	地区の範囲	地区の名称
計画区域	大台ヶ原に特異な自然植生を有する区域 ・近畿地方において数少ないトウヒ等が優占する亜高山帯針葉樹林 ・ウラジロモミ等の針葉樹が混交し、ヒノキの大径木が生育する西日本最大規模の太平洋型ブナ林	国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区であり、かつ、吉野熊野国立公園特別保護地区に指定されている地域の一部	緊急対策地区
計画区域	上記以外の自然植生及び代償植生、人工林を有する区域	緊急対策地区以外	重点監視地区

※区分にあたっては、第 6、7 回自然環境保全基礎調査による植生図を参考とした。

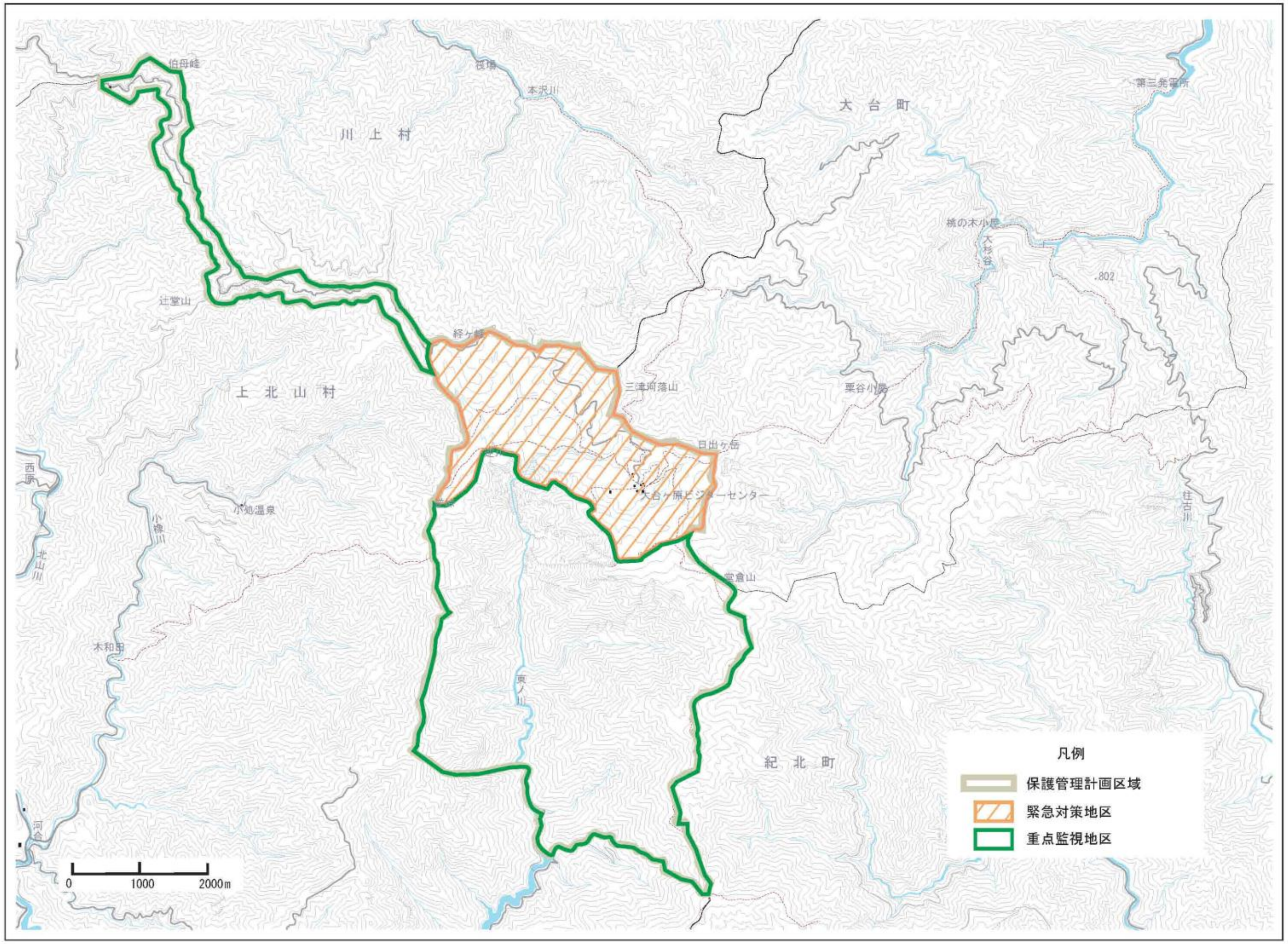

図 IV-1　保護管理計画区域